

<祈りのために>

「皆、この杯から飲みなさい。これは、罪が赦されるように、多くの人のために流される、契約の血である」
(マタイによる福音書26章28節)

この神の「契約」は、アブラハムに語られ(創世記12:13, 17:9-11)、イスラエルの民をエジプトの奴隷から解放させ(出エジプト記12:7)、十戒を与え(出エジプト記20:1-17)、その締結としてモーセに罪の償いの儀式を行わせます。彼は動物の全部を焼き尽くす(罪の賠償)捧げものをし、動物の血を祭壇に注いで神に捧げます。さらに和解の捧げもの(犠牲の肉の会食)をして、民に血を振りかけて「これは、あなたがたと結ばれる契約の血である」と語りました(エジプト記24:3-8)。

キリストの契約の血も二つの意味があります。一つは、キリストが私たちの罪の裁きを受けられたことです(ヘブライ9:11,12,15)。もう一つは、私たちが罪の裁きを受けた者にしてくださったということです(ヘブライ9:13-15)。主イエスは十字架に付けられる前、聖晩餐を制定されて、キリストご自身を受け取ることを、私たちに命じられました。「キリストの苦しみと従順は、あなたのものとなった。あなたはもうすでに罪を贖った者となったのだ」とおっしゃって、キリストの体と血を私たちの口の中に入れてくださるのです。

この聖餐式を中心とした礼拝の共同体は、この世とは別の共同体です。この世から解放された、世に打ち勝つキリストの共同体です。ブルーダーの「嵐の中の教会」の中に、1933年のドイツの小さな村の教会で起こった出来事が記されています。その村の教会に、一人の牧師が招聘されます。その時代は、ナチスがドイツ帝国を支配していました。ナチスは、ほとんどのドイツの教会にナチスに従うドイツ国民教会を押し付けて、強制的に従

わせていたのです。その村の教会の牧師は言います。「キリスト教会は誰からも支配されるものではない。キリストが世界の王であるからだ」。彼はドイツ帝国の支配から独立したキリストに目覚めた、福音主義告白教会の新たな始まりを、少数の牧師と信徒と共に起こします。宗教改革記念日礼拝の時、彼は「聖餐式から生まれる共同体は、国民共同体よりもはるかに深い。国民の境を超えて獲得される。いかなる国籍、いかなる民族に属する人間全てを包括するのだ」と、ほとんどのドイツの教会や人々が国家統制に流されている中で語ったのです。

聖餐式におけるキリストの一致は、国民共同体や民族共同体よりもはるかに堅い一致です。「キリストにあって一つ」であることは不動です。キリストの体に属することは、神の民の歴史に加わることです。この世の歴史は、根拠のないつかみどころのない歴史です。出来事が重なっているに過ぎないものの積み重ねです。

そんな中で、アブラハムの契約から始まるキリストを首(かしら)とした礼拝共同体は、「一つの部分が苦しめば、すべての部分がともに苦しみ、一つの部分が尊ばれば、すべての部分が共に喜ぶ」(コリントー12:26)神の民の歴史に生きるのです。戦前・戦中の日本基督教会の信仰の挫折を今日の教会が痛みとすることは、今日のキリストの体なる教会を新しく建てることになります。これが世界や日本の歴史の中軸に生きる教会の歩みです。この信仰の闘いは、世の終わりにおいて真実が明らかになるまで続くのです。

<祈り> 主よ、キリストを首とした礼拝共同体こそが、この世界の歴史の中軸であることに目覚めさせてください。

川越 弘(沖縄伝道所牧師)

新シリーズ開始『その時に備えて Part 2』を読む（7）

糸 広国（函館相生教会牧師）

Q6 天皇の活動は、多くの人に支持されているのではありませんか？

A6 天皇が、かつての戦争での激戦地を訪ねたり、災害に遭った人たちを見舞ったりする姿は、多くの人に受け入れられているようです。

戦争で亡くなった人の死を悼み、平和を願い、また被災地の復興を願う思いは、誰もが抱く思いであり、それ自体は何も悪いことではありません。ただ、少し考えてみたいことがあります。

戦争の跡地や被災地を天皇が訪ねると、現地の人々が「ありがたい」と言っている様子が報じられます。これは、大臣が被災地を訪問した時の様子とは、ずいぶん違うものです。あるいは、平和のために活動している人や、被災地の復興のために尽力している人の多くいます。そうした人たちに対して、現地の人「ありがたい」と感じていると思いますが、その「ありがたさ」は、天皇の訪問と同じものでしょうか？

天皇の活動に対して多くの人々は、特別な感情を抱きます。それも、あまり自覚されていないようです。こうした天皇の言動が人々にもたらす心理的な影響を、天皇制の精神作用などと言います。為政者など一部の人が大衆を扇動したり、意図的に一つの方向に導こうとしたりするとき、これはとても便利なツールになります。戦争は、その典型例です。

天皇の活動は単に尊敬すべきものではなく、影響力があります。それは、平和や被災地の復興を願う思いすら、恣意的に利用されることがあり得るということです。

また、かつての激戦地訪問が支持されているとはいえ、その地に戦争をもたらしたのはこの日本であり、日本がその地を侵略統治していたからに他なりません。そして、当時の日本の最高責任者は、現天皇の父親である昭和天皇でした。そのことに対する言及や謝罪はありませんし、できません。そのような立場でありながら、全ての戦没者を対象として追悼する、と言えるでしょうか。

現天皇は、「全国戦没者追悼式」で、過去に対する「深い反省」を表明していますが、加害責任を表明することのない激戦地訪問は、歴史の評価にも影響をもたらすことでしょう。

また、被災地を訪れ、膝をついて人々と語る天皇の姿は印象的ですが、それが被災者の慰安にはなったとしても、当然のことながら、復興や被災者支援は別の問題です。天皇が来てくれてありがたい、と思われたとしても、本来の解決すべき問題を脇に置かれてしまい、天皇の地位だけが高められることになってしまいます。

このように、天皇の活動には、さまざまな影響が伴います。多くの人が支持しているからといって、無批判に受け入れる必要はありません。むしろ、多くの人が気づかないことに注意を向けることも、キリスト者にとっては大切な務めとなることがあります。

《解説》 私たちが注意しなければならないのは、「支持されている」＝「尊敬されている」ということではないということです。例えば世論調査で「〇〇総理大臣を支持しますか」という問いに対して「支持する」・・・%「支持しない」・・・%「どちらでもない」・・・%という支持率が公表されます。そして「支持する理由」、「支持しない理由」もそれぞれ理由別に%で表示されます。

総理大臣や内閣はその施策に応じて評価されるのですが、もし天皇がただ天皇と言うだけで尊敬され、支持されることに異論を言えない暗黙の心理が働くとしたら、それは由々しい問題です。

現憲法では天皇は日本国の象徴とされ、明治憲法の「神聖にして、侵すべからず」と言う存在ではありません。憲法で認められている天皇のいかなる行為に対しても、国民は支持する、支持しない、尊敬する、尊敬しない自由が保障されているはずです。私たちはそういう自由をなし崩し的に奪い、天皇に対する一つの思考や天皇制を批判することをタブー視させるような風潮を常に警戒し、そのような方向にもっていかうとする勢力（政府やメディア）に対して、目を覚ましていなければならないということなのです。それは天皇制の歴史や過去の過ちに対する歴史認識と関わるからです。

伊方原発運転差し止めならず～広島地裁決定の問題点と今後

井上 豊（伊方原発運転差止広島裁判原告、広島長束教会牧師）

数年来、愛媛県の佐多岬半島に位置する伊方原発の稼働を認めるかどうか、二転三転する裁判の判決が世の注目を集めてきました。2017年12月に広島高裁が伊方原発3号機の運転差止の仮処分、18年9月に取り消されて再稼働、20年1月に再び運転差止の仮処分、21年3月に取り消され、そして11月4日、広島地方裁判所（吉岡茂之裁判長）は運転差止仮処分申立てに対し却下決定を下し、この決定を受けて12月2日から再稼働となりました。

私は原発反対の立場からこの裁判に関わってきました。地震、津波、火砕流、その他の理由で福島並みの苛酷事故が起こる可能性があり、たとえそうしたことがなくても、原発を運転する限り、日常的にトリチウム水などの放射能を環境にまき散らしているからです。私たちは、この立場から今回の決定の特徴をおおよそ次のように見えています。

私たちは論点を、以下のように伊方原発に地震が襲う危険にしばって裁判に臨みました。

1. いま日本では地震が頻発している。地震の大きさを計る単位にガルがあるが、1000ガル、2000ガルくらいの地震はザラに起こっている。（震度6強は830～1500ガル程度に相当する。2016年の熊本地震は1579ガルだった。）
2. 被告の四国電力は「伊方原発は強固な岩盤の上に立っている。だから……1500ガル以上の地震動が襲っても、伊方原発敷地は650ガルよりはるかに下回る」と主張している。
3. しかし地震は予知予測できない。そのことは日本政府も認めている。
4. 地震の日時と規模を予測できない以上、伊方原発が地震に襲われても650ガル以下ですむというのは不合理で、これでは危険すぎる。

これに対する広島地裁の判決の要旨は、私の理解した限りでは、

1. 超過地震（650ガル以上の地震）発生の危険性をめぐる評価の合理性について四国電力に主張、疎明（広義の証明）責任を負わせることは……相当でない。
2. ある地点で観測される地震動は、地震ごとに異なる特性があるので、地震ごと、観測点ごとに違いを解析し、補正することなしに、他の地域での超過事例を指摘するだけでは、伊方に超過地震発生の危険性があるとはいえない。
3. 現時点で伊方原発の運転に伴ってすでに大量の放射性物質の放出が発生。継続しており、住民らの生命や身体等の重大な法益が侵害されていること、又は、…超過地震発生の可能性が伊方原発の運転期間を通じて一応認められるというにとどまらず、本案（伊方原発運転差止訴訟）の判決確定を待つ暇もなく差し迫っていること、以上2点のいずれかの疎明を要すると解される。（注：これは企業ではなく住民側への要求です。）

判決の決定文が難解で意味が取りづらいのですが、私たちが地震は予知予測できない以上、伊方に650ガル以上の地震は起こらないとは言えないから運転差止の仮処分をと主張したのに対し、原告は650ガル以上の地震が起こると主張した、だったら、それを証明してみろということなのです。言いがかりに近い論理で、私たちが予知予測できないものを証明することは出来ませんし、それが証明できる頃、伊方原発はたいへんなことになっているでしょう。

1992年に伊方最高裁判決というのがあって、そこでは運転差止は認められなかったものの企業の側に立証責任、すなわち危険がないことを証明する義務を負わせています。今回の立証責任を住民に負わせる判決は、この重要な判例をも採用していません。こんな不合理、悪質な判決がまかり通れば、原発差止裁判はすべて敗訴になってしまいます。私たちはこのような司法判断は永久に葬り去らせねばならないと考え、今後もたたかってまいります。

岸田文雄首相の所信表明演説に質問します

太平洋戦争開戦80年を心に刻む日を目前に控えた2021年12月6日、あなたは第207回臨時国会の所信表明演説において「国民の命と暮らしを守るため、いわゆる敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討し、スピード感をもって防衛力を抜本的に強化していきます」と述べました。

そもそも、1941年12月8日の真珠湾攻撃、マレーシアのコタバルをはじめ、タイ、シンガポール、フィリピンへの南進が、「自存自衛のため」と称されていたことを、あなたは知らないのでしょうか（注1）。「国民の命と暮らしを守るため、…敵基地攻撃能力も…現実的に検討し、防衛力を抜本的に強化していく」という理論は、かつて「自存自衛」を根拠に真珠湾を攻撃した理由と全く異なるところがありません。

あなたは「国民の皆さんに対し、丁寧に説明を行い、できるだけ多くの方々の理解を得るための努力を尽くす」と述べられましたので、上記の趣旨を踏まえ、いくつかの質問をさせていただきます。ぜひとも、丁寧な説明をお願いいたします。

- 1) 「敵基地攻撃」を「現実的に検討」することは、憲法9条に謳われている「戦争の放棄」、「戦力の不保持」、「交戦権の否認」に反するのではないのでしょうか。
- 2) 敵基地を誤爆した場合、誰がどのように責任をとられるつもりでしょうか。また、敵基地攻撃がもたらす結果について、自国にしながらどのようにして確認できるのでしょうか。
- 3) 敵基地攻撃は、反撃を招きませんか。当然、沖縄の米軍・自衛隊基地や各地の原発が反撃のターゲットになりますが、地元の人々の理解を得られているのでしょうか。また、敵基地攻撃を想定すること自体が、相手からの先制攻撃を招来するのではないのでしょうか。
- 4) 2022年は沖縄の施政権返還50年の記念の年に当たります。県民の意思に従い、辺野古新基地建設の推進および宮古・石垣・与那国などへの地対空ミサイル部隊・地対艦ミサイル部隊の配置を撤回するつもりはないのでしょうか（注2）。

2021年12月8日

日本キリスト教会大会靖国神社問題特別委員会 委員長 小塩海平

（注1） 森山氏は、『日米開戦と情報戦』（森山優、2016、講談社現代新書）において、太平洋戦争が「自存自衛のためにやむを得ない戦争だった」という自己認識を明確に打ち出したのは、1941年12月8日、開戦と同時に発表された天皇による「宣戦の詔書」であったと述べている。天皇は、この詔書において、日本に対して抗戦をつづける中国を支援する英米が、軍事的・経済的な圧迫を日本に加え、国の存立が危うくなったため、「自存自衛」のためにやむなく戦争に訴えた、と述べている（原文：帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ）。

（注2） 宮古島の自衛隊駐屯地には2019年3月以降、地対空ミサイル部隊、地対艦ミサイル部隊700名が配備され、100台以上の軍用車両がミサイル攻撃の訓練を行っている。防衛省は、約束を反故にして弾薬庫も建設し、先月14日には、呉から海上自衛隊の大型輸送艦「しもきた」でミサイルの弾薬が搬入された。与那国島ではすでに2016年から自衛隊が配備され、石垣島でも2019年から工事が開始されている。

<編集後記> 第71回日本キリスト教会大会で選出された靖国神社問題特別委員会のメンバーは昨年と替わらず、糸広国（書記）、芳賀繁浩、井上豊、川越弘、小塩海平（委員長）となりました。今年もよろしくお願ひ致します。K.K.

804号ヤスクニ通信 2022年1月9日

発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人・編集・発行 小塩海平（東京告白教会）